

令和6年度
新発田市定住化促進事業
《U・Iターン促進住宅支援事業補助金(家賃補助)》
募集要項



【目次】

1. 事業の概要	P.2
2. 補助対象者・対象物件	P.2
3. 補助金の額・補助期間	P.3
4. 申請受付、募集件数、申請方法	P.3
5. 補助金交付の流れ	P.3
6. STEP① 交付申請	P.4
7. STEP② 交付決定	P.4
8. 変更交付申請・交付申請の取下げ	P.4
9. STEP③ 実績報告・請求	P.5
10. STEP④ 補助金交付	P.5
11. 交付決定の取消、返還について	P.5
12. 交付決定者の努力義務について	P.5

問合せ先、申請受付窓口

新発田市役所 みらい創造課 ライフデザイン係

新発田市中央町3丁目3番3号 本庁舎(ヨリネスしばた)5階 電話(0254)28-9531

1. 事業の概要

新発田市に転入し、就労している方を対象に家賃の一部補助を行います。

2. 補助対象者・対象物件

(1) 対象者 (1)～(11)のいずれにも該当する方

- (1) 市外からの転入者で次のいずれかに該当する方。
 - 子育て世帯(申請日において、15歳以下の子どもが1人以上いる世帯)
 - 39歳以下の夫婦世帯(申請日において、夫婦ともに39歳以下の世帯)
 - ※転入日時点で上記に該当しない場合でも、申請日時点で該当する場合、対象になる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。
- (2) 新発田市に住民登録を行った日から6か月を経過していない方。
 - ※ただし、令和5年10月に転入した方は令和6年4月30日まで申請可能です。
- (3) 5年以上本市に居住する意思を有し、5年以上市外へ転出する見込みがない方。
 - ※転入日から5年以内に転出した場合、補助金を返還いただく場合があります。
- (4) 賃貸借契約における契約者の方。
- (5) 転入日から起算して2年以内に新発田市に住民登録のない方。
- (6) 就業に関し、次のア～ウのいずれかに該当する方。
 - ア 新潟県内の企業等に就業し、1年以上の雇用が見込まれ次の(ア)または(イ)に該当する方
 - (ア) 常用雇用労働者として就業されている方
 - (イ) 雇用期間を定めて雇用されていて、1週間の所定労働時間が30時間以上かつ厚生年金保険に加入している方
 - イ 新潟県内で開業した個人事業主で、1年以上の事業運営が見込まれる方
 - ウ 新発田市に住民登録をした日から1年以上継続してテレワーク勤務が見込まれる方(転勤・出張・一時的な勤務場所の変更など会社からの命令ではなく、本人の意思により新発田市へ住民登録を行った方)
- ※上記ア～ウのいずれかに該当する場合であっても、企業等の人事異動により、転入日から5年以内に新発田市外へ転出する見込みがある方は対象外となります。
- (7) 生計を一にする世帯員全員が納付すべき納期限の到来した市税等を完納している方。
- (8) 国家公務員及び地方公務員でないこと
- (9) 世帯員が暴力団等の反社会勢力でない方、反社会勢力との関係を有していない方。
- (10) 他の公的制度による家賃助成を受けていない方。
- (11) 世帯に属するものいずれもが、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方。

(2) 対象物件

- 新発田市内に所在する民間の賃貸住宅
 - ※補助対象とならない物件
 - 勤務する企業等の社宅、事業所の寮及び市営住宅等の公共的な住宅
 - 2親等以内の親族が経営する賃貸住宅

3. 補助金の額・補助期間

(1)補助額

月額家賃(共益費等を含まない)の 1/3 以内 (千円未満切り捨て)
上限額 1万5千円/月

(2)補助期間

24 か月

4. 申請受付、募集件数、申請方法

(1)申請受付期間

令和 6 年 4 月 15 日(月)～令和 7 年 2 月 28 日(金)

(受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分、土曜日、日曜日、祝日を除く)

新発田市に住民登録を行った日から6か月以内の申請となります。

※ただし、令和 5 年 10 月に転入した方は令和 6 年 4 月 30 日まで申請可能です。

(2)募集件数 予算の範囲内

※事業の予算上限に達した場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。
受付を終了した際は、市 HP でお知らせします。

(3)申請方法

申請書類を申請受付窓口(新発田市みらい創造課ライフデザイン係)へ提出してください。

申請書は受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。その場合は、委任状(※)を添付してください。

※委任状の様式は HP に掲載されていますが、次の事項が記載されていれば、任意の様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

- ① 委任する相手(代理人)の住所・氏名
- ② 委任する内容
「新発田市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金申請に係る一切の件」と記載してください
- ③ 委任した日付
- ④ 委任した本人(申請者)の住所・氏名(自署による)、押印

5. 補助金交付の流れ

【STEP① 交付申請】 申請者が市へ、申請書類を提出します。

【STEP② 交付決定】 市から申請者へ、審査結果を通知します。

【STEP③ 実績報告】 申請者が市へ、必要書類を窓口へ提出します。

※実績報告に必要な書類や、時期については期間が近付きましたら市から案内を送付します。

【STEP ④ 補助金交付】 市から申請者へ、補助金が振り込まれます。

6. STEP① 交付申請

※提出書類のうち、各種証明の発行に手数料が必要となります。予めご了承ください。

＜交付申請時に必要な書類＞

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 世帯全員の住民票(新発田市のもの)
- ③ 過去2年間新発田市に居住していないことを証明できる書類 (申請者の分のみ)
→前住所地の住民票の除票。
2年未満で転出入を繰り返している場合はご相談ください。
- ④ 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
※貸主・借主双方の捺印が確認できるもの
- ⑤ 就業を確認できる書類 (申請者の分のみ)
 - ・県内企業に就業されている方は雇用証明書(第2号様式)
 - ・個人事業主の方は税務署に提出した開業・廃業等通知書の写し、または、直近の確定申告書の写し
 - ・テレワーク勤務の方は就業証明書(第2号様式の2)
- ⑥ 同意書兼誓約書(第3号様式)
- ⑦ 市税(※)に未納がないことがわかる証明書 (世帯員のうち18歳以上の者全員分)
※令和5年1月1日時点の住所地で発行)
令和5年1月1日時点で住所のあった市町村名 _____
(=上記の自治体から取得してください。)
※市税…市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
※完納証明書等でも可
※課税がなかった方は、(非)課税証明書をご用意ください。
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7. STEP② 交付決定

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、以下の書類により申請者に通知します。

- ① 補助金を交付する場合
新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)
- ② 補助金を交付しない場合
新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)

8. 変更交付申請・交付申請の取下げ

(1) 変更交付申請

交付決定後、申請の内容に変更が生じた場合、「新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付変更申請書(第7号様式)」に関係書類を添付して市へ提出していただきます。

補助期間や金額の変更が生じる場合がありますので、お住まいや仕事の状況が変わることが分かった時点で、速やかにご相談ください。

＜変更の例＞ 市外への転出、市内転居、転職、家賃改定、住宅手当の支給額変更等

※離職等により再就職するまでの間が1か月を超えた場合、新発田市外へ転出した場合は補助対象外となります。また、転入日から5年以内に転出した場合、既に交付した補助金を

返還いただく場合があります。

(2) 交付申請の取下げ

交付決定後に、やむを得ない事情により申請を辞退したいときは、速やかに新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請取下書(第6号様式)により取下げを行って下さい。

9. STEP③ 実績報告・請求

年度ごとに支払った家賃について実績報告を行っていただきます。

(24か月の補助期間中、3回(※)の実績報告を行っていただきます。)

1回目 令和7年4月1日(火)～令和7年4月10日(木)

2回目 令和8年4月1日(水)～令和8年4月10日(金)

3回目 補助期間終了後1か月以内

※期間が近付きましたら市から案内、様式を送付します。

【参考】<実績報告時に必要な書類>

- ① 実績報告書兼請求書(第9号様式)
- ② 住民票(職員が住民基本台帳を閲覧することに同意いただける場合は、不要)
- ③ 家賃納入証明書(第10号様式) → 契約相手方が作成
- ④ 就業を確認できる書類(第2号様式の3) → 申請者の就労先が作成
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

10. STEP④ 補助金交付

実績報告の手続き後、補助の要件を満たしたと認められた場合、確定通知書を送付し、実績報告書に記載の金融機関へ補助金を振り込みます。

11. 交付決定の取消、返還について

以下の場合において、補助金の交付を取り消す場合があります。

- (1) 補助金の申請において偽りその他不正があったと認めた場合。
- (2) 新発田市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

また補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命じることがあります。

12. 交付決定者の努力義務について

交付決定者は、以下の事項にご協力願います。

- (1) 町内会、自治会等の住民組織への加入
- (2) 地域で主催する行事等に参加し、地域との円滑な交流を図る
- (3) 新発田市が実施する定住化促進事業への協力